

専利の強制実施許諾弁法

2012年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『専利の強制実施許諾弁法』(第 64 号)

第六十四号

『専利の強制実施許諾弁法』は、局務会議で審議を経て採択されたため、ここに公表し、2012 年 5 月 1 日より施行する。

局長 田力普
二〇一二年三月十五日

専利の強制実施許諾弁法

第一章 総 則

第 1 条 発明専利又は実用新案専利の強制実施許諾（以下、「強制許諾」という）の付与、実施料裁定及び終了の手續を規範化するために、『中華人民共和国専利法』（以下、「専利法」という）、『中華人民共和国専利法実施細則』及び関連の法律・法規に基づいて、本弁法を制定する。

第 2 条 国家知識産権局は、強制許諾請求、強制許諾の実施料に関する裁定請求及び強制許諾の終了請求の受理と審査に責任を負い、決定を行う。

第 3 条 強制許諾の付与、強制許諾実施料の裁定及び強制許諾の終了を請求するにあたっては、中国語による書面にて行わなければならない。

本弁法に準拠して提出される各種の証書や証明書類が外国語の場合、国家知識産権局は必要と認めるとき、当事者に対し、指定する期間内に中国語の訳文を追加送付するよう要請することができる。期間が満了しても追加送付されない場合は、当該証書や証明書類は提出されていないものと見なす。

第 4 条 中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が強制許諾事務を行う場合、法に照らして設立された専利代理機構に委任して行わなければならない。

当事者が専利代理機構に強制許諾事務を委任して行う場合、委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。一方の当事者は二名以上あり、かつ専利代理機構に委任していない場合は、別途に声明がある場合を除き、提出された書面で指名した第一当事者を同方の代表者とする。

第二章 強制許諾請求の提出と受理

第 5 条 専利権者が、専利権を付与された日から満 3 年を経過し、かつ専利出願日から満 4 年を経過しても、正当な理由なくその専利を実施せず又は充分実施しない場合、実施条件を具備する機構又は個人は、専利法の第 48 条第 (1) 号の規定に準拠して、強制許諾の付与を請求することができる。

専利権者の専利権行使行為が独占行為であると法により認定され、当該行為が競争に対して生じた不利な影響を除去又は減少させるために、実施条件を具備する機構又は個人は、専利法の第 48 条第 (2) 号の規定に準拠して、強制許諾の付与を請求することができる。

第 6 条 国に緊急事態又は非常事態が発生したとき、又は公共の利益の目的のために、国务院の関連主管部門は、専利法の第 49 条の規定に準拠して、国家知識産権局に、それが指定した実施条件を具備する機構へ強制許諾を付与するよう提案することができる。

第 7 条 実施条件を具備する機構は、公共の健康の目的のために、専利法の第 50 条の規定に準拠して、専利権を取得した薬品を製造し、以下に掲げる国又は地域に対し輸出する強制許諾を付与するよう請求することができる。

- (1) 最も発展が遅れている国又は地域
- (2) 関連の国際条約に準拠して世界貿易機関に通知し、輸入意向があることを表明した同機関の先進メンバー又は発展途上メンバー

第 8 条 専利権を取得した発明又は実用新案が先に専利権を取得した発明又は実用新案に比べて顕著な経済的意義を有する重大な技術的進歩があり、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、当該専利権者は、専利法の第 51 条の規定に準拠して、先の専利を実施する強制許諾を付与するよう請求することができる。国家知識産権局が先の専利を実施する強制許諾を付与した場合、先の専利権者も後の専利を実施する強制許諾を付与するよう請求することができる。

第 9 条 強制許諾の付与を請求するにあつては、以下の各項を明記した強制許諾請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称、住所、郵便番号、連絡担当者及び電話番号
- (2) 請求者の国籍又は登録先の国若しくは地域
- (3) 強制許諾の付与を請求される発明専利又は実用新案専利の名称、専利番号、出願日、権利付与公告日、及び専利権者の氏名又は名称
- (4) 強制許諾の付与を請求する理由と事実、期間
- (5) 請求者が専利代理機構に委任している場合、受任機構の名称、機構コード及び当該機構が指定した代理人の氏名、執業証番号、電話番号
- (6) 請求者によるサイン又は捺印。専利代理機構に委任している場合、当該機構による捺印も必要
- (7) 添付書類の一覧表
- (8) 明記する必要があるその他の事項

請求書及びその添付書類は、1 式 2 部とする。

第 10 条 強制許諾の請求が二人又は二人以上の専利権者に係る場合、請求者は専利権者の数に応じて請求書及びその添付書類の副本を提出しなければならない。

第 11 条 専利法の第 48 条第 (1) 号又は第 51 条の規定に準拠して、強制許諾の付与を請求する場合、請求者は、合理的な条件をもって専利権者に専利の実施許諾を請求したにもかかわらず、合理的な期間内に許諾を得られなかったことを証明する証拠を提供しなければならない。

専利法の第 48 条第 (2) 号の規定に準拠して強制許諾の付与を請求する場合、請求人は、司法機関又は独占禁止法執行機構が法に照らして専利権者の専利権行使行為が独占行為であると認定した発効した判決又は決定を提出しなければならない。

第 12 条 国务院の関連主管部門は、専利法の第 49 条に準拠して強制許諾の付与を提案する場合、以下の各項を明らかにしなければならない。

- (1) 国に緊急事態又は非常事態が発生しており、又は公共利益の目的のために、強制許諾を付与する必要がある
- (2) 強制許諾の付与を提案される発明専利又は実用新案専利の名称、専利番号、出願日、権利付与公告日、及び専利権者の氏名又は名称
- (3) 提案する強制許諾の付与期間
- (4) 指定した実施条件を具備する機構の名称、住所、郵便番号、連絡担当者及び電話番号
- (5) 明記する必要があるその他の事項。

第 13 条 専利法の第 50 条の規定に準拠して強制許諾の付与を請求する場合、請求者は、輸入者とそれが必要とする薬品及び強制許諾の付与に関する情報を提供しなければならない。

第 14 条 強制許諾の請求が以下のいずれかに該当する場合、それを受理せず、その旨を請求者に通知する。

- (1) 強制許諾の付与を請求される発明専利又は実用新案専利の専利番号が不明確で、又は確定が困難な場合
- (2) 請求用書類に中国語を使用していない場合
- (3) 明らかに強制許諾の請求理由が備わっていない場合
- (4) 強制許諾の付与を請求される専利権が既に終了しており、又は無効と宣告された場合

第 15 条 請求用書類が本弁法の第 4 条、第 9 条、第 10 条の規定に合致しない場合、請求人は通知を受取った日より 15 日以内にこれを補正しなければならない。期間を経過しても補正されない場合、当該請求は提出されていないものと見なす。

第 16 条 国家知識産権局は強制許諾の請求を受理した場合、請求書の副本を遅滞無く専利権者に送付しなければならない。別途に指定がある場合を除き、専利権者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述しなければならない。期間を経過しても回答しない場合、国家知識産権局が決定することに影響を及ぼさない。

第三章 強制許諾請求の審査と決定

第 17 条 国家知識産権局は、請求者が陳述した理由、提供した情報及び提出した関連証明書類並びに専利権者が陳述した意見について審査しなければならない。現地確認が必要であれば、現地確認のために二名以上の職員を派遣しなければならない。

第 18 条 請求者又は専利権者が証言聴取会を要請する場合、国家知識産権局が証言聴取会を組織する。

国家知識産権局は、証言聴取会の開催日の 7 日前までに請求人、専利権者及びその他の利害関係者に通知しなければならない。

国家秘密、営業秘密又はプライバシーに関連する場合を除き、証言聴取会は公開して行う。

証言聴取会の際、請求人、専利権者及びその他の利害関係者は、弁明、対質を行うことができる。

証言聴取会の際、証言聴取記録を作成し、証言聴取会の参加者に確認のうえサイン又は捺印してもらわなければならない。

専利法の第 49 条又は第 50 条の規定に準拠して強制許諾の付与を提案又は請求する場合、証言聴取手続を適用しない。

第 19 条 請求者は国家知識産権局が決定を下す前にその請求を取り下げた場合、強制許諾請求の審査手続は終了する。

国家知識産権局が決定を下す前に、請求者と専利権者は専利実施許諾契約を締結した場合、遅滞なく国家知識産権局に通知し、強制許諾請求を取り下げなければならない。

第 20 条 審査を経て、強制許諾の請求が以下のいずれかに該当すると認められた場合、国家知識産権局は強制許諾請求を棄却する決定を行わなければならない。

- (1) 請求人が本弁法の第 4 条、第 5 条、第 7 条又は第 8 条の規定に合致しない場合
- (2) 強制許諾の付与を請求する理由が専利法の第 48 条、第 50 条又は第 51 条の規定に合致しない場合
- (3) 強制許諾の請求に係る発明創造が半導体技術であり、その理由が専利法の第 52 条の規定に合致しない場合
- (4) 強制許諾の請求が本弁法の第 11 条又は第 13 条の規定に合致しない場合
- (5) 請求者が陳述した理由、提供した情報又は提出した関連証明書類が不十分で、若しくは真実なものでない場合

国家知識産権局は強制許諾請求を棄却する決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を請求者に通知しなければならない。別途に指定がある場合を除き、請求者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述することができる。

第 21 条 審査を経て、強制許諾の付与を請求する理由が成立すると認められた場合、国家知識産権局は強制許諾を付与する決定を行わなければならない。強制許諾を付与する決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を請求人と専利権者に通知しなければならない。別途に指定がある場合を除き、双方当事者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述することができる。

国家知識産権局は専利法の第 49 条に準拠して強制許諾を付与する決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を専利権者に通知しなければならない。

第 22 条 強制許諾を付与する決定には、以下の各項を明記しなければならない。

- (1) 強制許諾を取得する機構又は個人の名称若しくは氏名、住所
- (2) 強制許諾を付与される発明専利又は実用新案専利の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日
- (3) 強制許諾を付与する範囲と期間
- (4) 決定の理由、事実と法的根拠
- (5) 国家知識産権局の公印及び責任者によるサイン
- (6) 決定日
- (7) その他の関連事項

強制許諾を付与する決定は、決定日より 5 日以内に請求人と専利権者に通知しなければならない。

第 23 条 国家知識産権局は専利法の第 50 条に準拠して強制許諾を付与する決定を行う場合には、当該決定において以下の要求事項も明らかにしなければならない。

- (1) 強制許諾に基づいて製造する薬品の数は輸入者が必要とする数を超えてはならず、かつ、全数当該輸入者に輸出すること
- (2) 強制許諾に基づいて製造する薬品は、特定のラベル又は表記を採用することによって、当該薬品が強制許諾に基づいて製造したものであることを明確に表示すること。実施可能でかつ薬品価格に明らかな影響を及ぼさないことを前提に、薬品自体に特殊な色や形状を使用し、又は薬品に特殊な包装を用いること
- (3) 薬品を積載輸送する前に、強制許諾を取得した機構は、そのホームページ又は世界貿易機関の関連ウェブサイトにおいて、輸入者に輸送する薬品の数及び本条第 (2) 号に記載の薬品を識別するための特徴などの情報を発表すること

第 24 条 国家知識産権局は専利法の第 50 条に準拠して強制許諾を付与する決定を行う場合には、国務院の関連主管部門が、世界貿易機関に以下に掲げる情報を報告する。

- (1) 強制許諾を取得した機構の名称と住所
- (2) 輸出する薬品の名称と数量
- (3) 輸入者
- (4) 強制許諾の期間
- (5) 本弁法の第 23 条第 (3) 号に記載の URL

第四章 強制許諾実施料の裁定請求の審査と裁定

第 25 条 強制許諾実施料の裁定を請求する場合、以下の各項を明記した強制許諾実施料裁定請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称、住所

- (2) 請求者の国籍又は登録先の国又は地域
- (3) 強制許諾を付与する決定の書類番号
- (4) 被請求者の氏名又は名称、住所
- (5) 強制許諾実施料の裁定を請求する理由
- (6) 請求者が専利代理機構に委任している場合、受任機構の名称、機構コード及び当該機構が指定した代理人の氏名、執業証番号、電話番号
- (7) 請求者によるサイン又は捺印。専利代理機構に委任している場合、当該機構による捺印も必要
- (8) 添付書類の一覧表
- (9) 明記する必要があるその他の事項

請求書及びその添付書類は1式2部とする。

第26条 強制許諾実施料の裁定請求が以下のいずれかに該当する場合、それを受理せず、その旨を請求者に通知する。

- (1) 強制許諾を付与する決定がまだ行われていない場合
- (2) 請求者が専利権者又は強制許諾を取得した機構又は個人でない場合
- (3) 双方はまだ協議をしておらず、又は協議を経て合意に達した場合

第27条 国家知識産権局は強制許諾実施料の裁定請求を受理した場合、請求書の副本を遅滞無く相手方当事者に送付しなければならない。別途に指定がある場合を除き、相手方当事者は通知を受取った日より15日以内に意見を陳述しなければならない。期間を経過しても回答しない場合、国家知識産権局が決定することに影響を及ぼさない。

強制許諾実施料の裁定過程中に、双方当事者は書面による意見を提出することができる。国家知識産権局は、事件の経緯による必要に応じて、双方当事者から口頭意見を聴取することができる。

第28条 請求者は国家知識産権局が決定を下す前にその裁定請求を取り下げた場合、裁定手続は終了する。

第29条 国家知識産権局は、請求書を受取った日より3ヶ月以内に強制許諾実施料の裁定決定を出さなければならない。

第30条 強制許諾実施料の裁定決定には、以下の各項を明記しなければならない。

- (1) 強制許諾を取得した機構又は個人の名称若しくは氏名、住所
- (2) 強制許諾を付与された発明専利又は実用新案専利の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日
- (3) 裁定の内容と理由
- (4) 国家知識産権局の公印及び責任者によるサイン
- (5) 決定日
- (6) その他の関連事項。

強制許諾実施料の裁定決定は決定日より5日以内に双方当事者に通知しなければならない。

第五章 強制許諾を終了させる請求の審査と決定

第 31 条 以下のいずれかに該当する場合、強制許諾が自動的に終了する。

- (1) 強制許諾を付与する決定に定めた強制許諾期間が満了した場合
- (2) 強制許諾を付与された発明専利又は実用新案専利が終了しており、又は無効と宣告された場合

第 32 条 強制許諾を付与する決定に定めた強制許諾期間が満了する前に、強制許諾の理由が解消され、かつ二度と発生しない場合、専利権者は国家知識産権局に、強制許諾を終了させる決定を下すよう請求することができる。

強制許諾の終了を請求する場合、以下の各項を明記した強制許諾終了請求書を提出しなければならない。

- (1) 専利権者の氏名又は名称、住所
- (2) 専利権者の国籍又は登録先の国又は地域
- (3) 終了請求に係る強制許諾付与決定の書類番号
- (4) 強制許諾の終了を請求する理由と事実
- (5) 専利権者が専利代理機構に委任している場合、受任機構の名称、機構コード及び当該機構が指定した代理人の氏名、執業証番号、電話番号
- (6) 専利権者によるサイン又は捺印。専利代理機構に委任している場合、当該機構による捺印も必要
- (7) 添付書類の一覧表
- (8) 明記する必要があるその他の事項

請求書及びその添付書類は、1 式 2 部とする。

第 33 条 強制許諾の終了請求が以下のいずれかに該当する場合、それを受理せず、その旨を請求者に通知する。

- (1) 請求者が強制許諾を付与された発明専利又は実用新案専利の専利権者でない場合
- (2) 終了を請求された強制許諾付与決定の書類番号が明記されていない場合
- (3) 請求用書類には中国語を使用していない場合
- (4) 明らかに強制許諾を終了させる理由が備わっていない場合。

第 34 条 請求用書類が本弁法の第 32 条の規定に合致しない場合、請求者は通知を受取った日より 15 日以内にこれを補正しなければならない。期間を経過しても補正されない場合は、当該請求は提出されていないものと見なす。

第 35 条 国家知識産権局は強制許諾の終了請求を受理した場合、請求書の副本を遅滞無く強制許諾を取得した機構又は個人に送付しなければならない。別途に指定がある場合を除き、強制許諾を取得した機構又は個人は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述しなければならない。期間を経過しても回答しない場合、国家知識産権局が決定することに影響を及ぼさない。

第 36 条 国家知識産権局は、専利権者が陳述した理由及び提出した関連証明書類並びに強制許諾を取得した機構又は個人が陳述した意見について審査しなければならない。現地確認が必要であれば、現地確認のために二名以上の職員を派遣しなければならない。

第 37 条 専利権者は国家知識産権局が決定を下す前にその請求を取り下げた場合、関連手続は終了する。

第 38 条 審査を経て、強制許諾の終了を請求する理由が成立しないと認められた場合、国家知識産権局は強制許諾の終了請求を棄却する決定を行わなければならない。強制許諾の終了請求を棄却する決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を専利権者に通知しなければならない。別途に指定がある場合を除き、専利権者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述することができる。

第 39 条 審査を経て、強制許諾の終了を請求する理由が成立すると認められた場合、国家知識産権局は強制許諾を終了させる決定を行わなければならない。強制許諾を終了させる決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を、強制許諾を取得した機構又は個人に通知しなければならない。別途に指定がある場合を除き、強制許諾を取得した機構又は個人は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述することができる。

強制許諾を終了させる決定には、以下の各項を明記しなければならない。

- (1) 専利権者の氏名又は名称、住所
- (2) 強制許諾を取得した機構又は個人の名称若しくは氏名、住所
- (3) 強制許諾を付与された発明専利又は実用新案専利の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日
- (4) 強制許諾付与決定の書類番号
- (5) 決定の事実・法的根拠
- (6) 国家知識産権局の公印及び責任者によるサイン
- (7) 決定日
- (8) その他の関連事項

強制許諾を終了させる決定は、決定日より 5 日以内に専利権者及び強制許諾を取得した機構又は個人に通知しなければならない。

付 則

第 40 条 既に発効した強制許諾付与決定及び強制許諾終了決定、並びに自動的に終了する強制許諾は、専利原簿に登録し、かつ専利公報にて公告しなければならない。

第 41 条 当事者は国家知識産権局による強制許諾に関する決定を不服とする場合には、法に照らして行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

第 42 条 本弁法は国家知識産権局が解釈について責任を負う。

第 43 条 本弁法は 2012 年 5 月 1 日より施行する。2003 年 6 月 13 日付けの国家知識産権局令第 31 号にて発布された『専利の強制実施許諾弁法』及び 2005 年 11 月 29 日付けの国家知識産権局令第 37 号にて発布された『公共健康問題に係る専利の強制実施許諾弁法』は同時に廃止する。

出所：

2012 年 3 月 19 日付け国家知識産権局ホームページを基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.sipo.gov.cn/zwgs/ling/201203/t20120319_654876.html